

川崎市立川崎総合科学高等学校定時制課程 いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

教育目標

- 真理を探究し、高邁な人格の育成に努める
- 専門の知識と技術を習得し、勤労を愛する精神の育成に努める
- 身心を鍛錬し、明朗にして良識ある社会人の育成に努める
- 教養を高め、豊かな創造力と健全な批判力の育成に努める

校 訓

『誠 実』 『勤 勉』 『強 健』

(1) 目指す学校像

本校は、工業都市川崎の要請に応えるため、1963（昭和38）年4月、川崎市立工業高等学校として創立され、1964（昭和39）年には定時制課程が認可された。1993（平成5）年、校舎改築ならびに学科改編を機とする川崎総合科学高等学校への校名変更を経て、2023（令和5）年に創立60周年を迎えた。

2017（平成29）年には、市立商業高等学校から商業科が移管され、さらに幅広い専門性を担う定時制課程としてスタートした。これまで50年余の歴史と伝統を築く中で、常に時代の先駆的役割を果たしつつ、各界に多くの有為な人材を送り出すとともに地域産業の担い手を育成している。

今後も、歴史と伝統、誇りを受け継ぎ、校訓である“誠実”“勤勉”“強健”のもと、「安全・安心・快適な教育環境」の中で、技能、学力、人格を磨き、「働きながら学ぶ」学校、「学び直し」の学校として、様々な背景を持つ生徒、自己実現に向って努力する生徒を支援する教育を中心に据えて、社会でたくましく生きる人材の育成に努める。また、時代や社会の変化を柔軟に受け止めつつ進取の気概をもって、生徒・保護者・地域社会から信頼され、期待に応えうる活気あふれる学校を生徒・教職員が一体となって創造する。

(2) 学校経営目標

- 教職員の資質・能力向上と学校の組織力の強化
- 学習指導・生活指導・進路指導の一体化
- 個に応じた支援・指導の推進
- 外部との連携の推進
- 効果的な学校広報の推進

(3) 重点目標と方策

“誠実”を人間関係の基本として生活し、“勤勉”に勉強・学校行事・部活動に全力を尽くす中で、志すところを貫徹してゆく“強健”な実行力と身体を備える生徒を育成する。また、生徒一人ひとりの良さを伸ばし、可能性を引き出す教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な学力と技能の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む。

そのため、学習指導・生活指導・進路指導において、生徒指導の「三つの機能」（自己存在感・自己有用感を与える・共感的人間関係を育成する・自己決定の場を与える）を踏まえた指導や働きかけを全教職員の協力体制により組織的に推進し学校生活の充実に努める。

(学習指導)

- 学習習慣の確立と基礎・基本の徹底、主体的な学びを促す学習指導の展開
 - ・生徒の良さを伸ばし、潜在的な能力・可能性を積極的に引き出すための授業研究・授業改善に取り組む
 - ・学び方や学習方法の指導など学習ガイダンスを充実させ、学習意欲の向上を図り自学自習の習慣を身に付けることを通して、生徒の進路目標到達、自己実現を支援する。
 - ・生徒一人ひとりの進路目標（自己実現）の達成に向け、基礎・基本の徹底、専門的知識・技能の習得や各種資格取得の指導など、進路目標到達への課題に対応する力を育成するよう、個々の実態とニー

ズに応じたきめ細かな学習指導、学習支援を行う。

(生活指導)

- 特別活動の活性化や望ましい集団活動を通した学校生活の充実・向上を図る指導の展開
 - ・人権尊重教育を一層充実させ、人間的な心の触れ合いや感動体験活動等を通じ、学ぶ者同士の連帯意識や所属意識を醸成する。
 - ・日常的な指導や学校行事・ロングホームルーム・部活動等の指導を通して、幅広い社会性や協調性、豊かな人間性を育む。また、部活動等の振興を通して、生徒の個性・特性を伸ばすとともに、切磋琢磨し合う人間関係を築く。
- 基本的な生活習慣、自律的規範意識、心身の健康の保持による生活規律の確立
 - ・授業規律やマナーの徹底、心身の健康管理を通して、適切な規範意識や自律の精神を育成し、学力の基礎となる健全な生活習慣の確立を図る。
- 成年年齢変更に伴う社会的な位置づけの理解・自己実現と社会参画に向けた指導の展開
 - ・成年年齢の引き下げ等を踏まえ、責任ある大人としての自覚や自らが現在および将来における自己実現を図るための自己指導能等の育成、社会参加の意義等について、授業等をはじめ様々な場面を通して醸成を図る。

(進路指導)

- 生徒一人ひとりの実態とニーズに応じた計画的・組織的な進路指導とキャリア在り方生き方教育の推進
 - ・生徒の主体的な進路選択を促す、進路ガイダンス、進路講演会、職場体験等の進路啓発行事の計画・実施や内容の充実を図り、進路意識・職業意識を高める。
 - ・教育活動全体を通じて自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する教育を充実させ、社会的自立に向けて必要となる力、他者と協力しながら社会に参画する力を系統的に育成するキャリア在り方生き方教育を推進する。

(学習環境整備・危機管理)

- 一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する「支援教育」の推進
 - ・障害の有無にかかわらず、すべての生徒を対象として、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、障害に応じた適切な指導・支援を推進する。
 - ・いじめや暴力を許さない学校環境の構築を図り、人権尊重の精神、自他の相互理解の上にたった共生・協働の精神を涵養する。
- 計画的な学校施設等の学習環境の維持・整備と充実
 - ・中・長期的な視野で計画的な学校施設・設備の整備に努める。
 - ・清掃活動や校内美化活動等により、生徒自ら学習環境を整える態度や公共心を育成する。
- 防災組織体制の強化や個人情報等に対する危機管理体制の確立
 - ・自然災害、情報漏洩、生徒の災害事故等、学校における危機管理意識を高めるとともに、防災・減災体制の強化、災害事故等の未然防止・再発防止に取組み、安全・安心な学校環境を作る。

(学校事務)

- 公金、学校徴収金等の適正な管理と計画的・効率的な予算執行
 - ・学校全体を見据え、管理職、教職員等との連携と情報の共有化を図りながら、学校財務の効率的な運用を図る。
- 学校設備・備品、学校経営資源の適正管理
- 教職員の福利厚生等に関する事務の適正処理

(学校組織)

- 本校の校訓「誠実」「勤勉」「強健」のもと、全教職員の協力体制と全校一丸による組織的な実践教育活動を推進
- 校内コミュニケーションを通した相互協力や連携に基づく協働体制の確立
 - ・全教職員が一致協力して学校経営計画を推進し、計画的で継続的な教育活動の展開と円滑な校務運営にあたる。
 - ・学年、学科、分掌等の連携・協調を通じて、教育効果の向上と教育条件の整備に努める。
- 開かれた学校、信頼される学校づくりの推進
 - ・保護者との連携や地域社会との交流促進、学校情報や教育活動の成果等を積極的に情報発信する広報

活動の充実など、開かれた学校づくりを推進し、学校全体の教育力を高める。

- ・コミュニティ・スクール、学校自己評価等を学校経営に有効活用する体制を整備する。
- ・生徒、保護者、地域から信頼される学校となるよう、言動を生徒の範とするとともに、教育公務員としてその職責の重さを自覚し、指導力を高める不断の自己研鑽及び研修に努める。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- ・よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ・いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- ・いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- ・いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- ・解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、学年主任、生徒保健部主任、支援コーディネーター

※通常は上記の構成であるが必要に応じて、生徒会部主任・道徳教育委員会主任・学校評価システム小委員会主任・養護教諭・学校巡回スクールカウンセラーなど緊急的、拡大的に構成員を増員する。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（生徒保健部主任）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（生徒保健部主任）
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（生徒保健部主任）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・（生徒保健部主任）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（生徒保健部主任）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年主任）
- 1年・・・・・・・・・・（1学年主任）
- 2年・・・・・・・・・・（2学年主任）
- 3年・・・・・・・・・・（3学年主任）
- 4年・・・・・・・・・・（4学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（支援コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（支援コーディネーター）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・（生徒会部主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（生徒保健部主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（生徒保健部主任）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・（生徒保健部主任）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容	
	情報共有（職員会議等）	いじめ対応（未然防止、早期発見）等
4月	・校内いじめ防止対策会議 （基本方針、重点目標、構成員、役割分担、年間指導計画等の確認） ・職員会議 ・学年会議 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修	・新入生オリエンテーション ・新入生歓迎会 ・いじめ防止・人権教育教室実施 （1年生ガイダンスにて） ・携帯・スマートフォン教室実施 （1年生ガイダンスにて） ・校内巡回キャンペーン
5月	・校内いじめ防止対策会議 （第1回学校生活アンケート内容検討） ・職員会議 ・学年会議	・生徒総会 ・下校指導週間
6月	【児童生徒指導点検強化月間】 ・校内いじめ防止対策会議 （第1回学校生活アンケート集約） ・職員会議 ・学年会議	・校内行事 ・地域清掃活動
7月	・校内いじめ防止対策会議 （1学期の反省とまとめ、2学期の具体的な取組、夏休み期間中の対応確認） ・職員会議 ・学年会議	・第1回全校いじめアンケート実施 ・保護者面談の実施
8月		

9 月	・校内いじめ防止対策会議 (第2回学校生活アンケート内容検討) ・職員会議 ・学年会議	・校内弁論大会 ・市内弁論大会 ・校内巡回キャンペーン ・学年行事
10 月	・校内いじめ防止対策会議 (第2回学校生活アンケート集約) ・職員会議 ・学年会議	
11 月	・職員会議 ・学年会議	・校内行事
12 月	・校内いじめ防止対策会議 (2学期の反省とまとめ、3学期の具体的な取組の確認) ・職員会議 ・学年会議	・第2回全校いじめアンケート実施 ・保護者面談の実施
1 月	・職員会議 ・学年会議	・市内定時制作品展 ・冬季行事
2 月	【児童生徒指導点検強化月間】 ・校内いじめ防止対策会議 (今年度の反省→学校評価への反映) ・職員会議 ・学年会議 ・コミュニティ・スクール	
3 月	・校内いじめ防止対策会議 (来年度に向けての基本方針の見直し) ・職員会議 ・学年会議	・保護者面談の実施

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教職員による取組

○生徒の小さな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有し、それに基づき速やかに対応します。

- ・ 学校生活アンケートを定期的におこないます。
- ・ 校内巡回及び下校指導を当番制でおこないます。
- ・ 日常における気になった変化や事例はその日のうちに学年等に報告します。
- ・ 職員会議や生徒指導部会、学年会議において、生徒情報を報告を共有します。
- ・ 保健室における気になる生徒情報は、その日のうちに担任や学年等に報告します。
- ・ 生徒個人面談や保護者面談を有効利用して、情報収集に役立てます。
- ・ 家庭での変化等を随時連絡してもらうように家庭との連携に努めます。
- ・ 生徒指導部及び学年等において、生徒の相談体制の整備をおこないます。
- ・ あらゆる機会を通じてインターネット等を通じた書き込みやその使い方等に関する指導並びに注意喚起をおこないます。

生徒の自主的・主体的な取組

○生徒会活動において、望ましい人間関係を形成し協力して諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるため、特に、生徒が自主的に行う活動への支援を行います。

- ・ 新入生歓迎会における人間関係づくりと共感的人間関係の育成
- ・ 地域清掃活動による地域との交流と自己有用感の醸成
- ・ 校内行事による異学年との交流と所属感・連帯感の涵養
- ・ 部活動による異学年との交流と自律性、不屈の精神の育成

保護者、地域等との取組

○いじめ防止を効果的に進めるため、生徒の家庭はもとより市教委及び関係小中学校、こども家庭センター、管轄警察署等との連携を密にするよう努めます。

- ・ 保護者面談におけるHR担任との情報交換
- ・ コミュニティ・スクールにおける情報交換
- ・ 学校警察連絡協議会における情報交換